計画の策定

※本編には掲載なし

●少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められています。一方で、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されています。

薬剤師の地域及び業態偏在の解消に向け、薬剤師確保計画ガイドライン(令和5年6月9日付け薬生総発0609第2号)に基づき、策定するものです。

計画の位置付け・計画期間

- ●本計画は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間とする「第8次宮城県地域医療計画」の一部として位置付けられ、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制の確保の実現状況を見据えながら、県内の薬剤師確保及び地域・業態間の偏在解消に向けた取組を推進します。
- ●薬剤師確保計画の計画期間は原則3年間とし、薬剤師の偏在状況の変化を踏まえ計画の見直しを行う機会を設けます。 計画期間:前期 令和6(2024)年度~令和8(2026)年度 後期 令和9(2027)年度~令和11(2029)年度

<目標年次の設定>

●医療計画の1計画期間は6年間ですが、薬剤師の地域偏在・業態偏在を解消するためには長期的な対策が必要となることから、医療計画の2計画期間の「12年間」を、薬剤師の偏在是正を達成するまでの期間とし、2024年度から薬剤師確保計画に基づく薬剤師偏在対策を開始する前提のもと、薬剤師確保計画の目標年次を2036年としています。

計画の全体像

●本計画では、厚生労働省が算出した「薬剤師偏在指標」に基づき、県内の二次医療圏を「薬剤師少数区域」、「薬剤師 多数区域」として設定し、「薬剤師確保の方針」を定めた上で、「目標薬剤師数」を設定し、「目標薬剤師数を達成するための施策」を盛り込みます。

また、本計画は3年ごとに見直し(地域医療計画の計画期間は6年)、偏在是正の長期的な目標年である令和18 (2036)年まで、その実施・達成を積み重ねることで、薬剤師不足地域の薬剤師数を底上げし、県内及び全国的な薬剤師偏在是正を図るものです。

計画の対象範囲

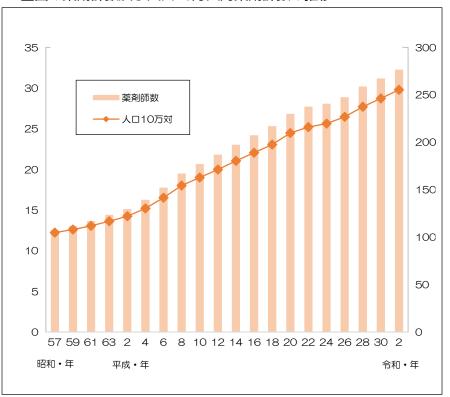
●薬剤師偏在指標の設計に伴い、「病院」と「薬局」に関する計画を定めます。

宮城県の薬剤師の現況

- ●「令和2年(2020)年医師・歯科医師・薬剤師調査」における薬剤師数は、全国、本県及び県内二次医療圏ともに増加傾向にありますが、 二次医療圏別の人口10万人対薬剤師数では、仙台医療圏以外の医療圏で全国平均を大きく下回る状況にあります。特に、病院に従事する 薬剤師の不足は顕著であり、本県の病院に従事する人口10万人対薬剤師数は、全国平均を下回っています。
- ●県が(一社)宮城県病院薬剤師会に委託して令和4年度に実施した県内医療機関の実態調査によると、病棟薬剤管理業務やチーム医療に薬剤師が十分に関わる場合に必要な100床あたりの薬剤師数(6.2人)と現在の薬剤師数(4.3人)には1.9人の差があり、この調査からも不足が顕著となっています。また、地域や病院の種別によって数値のばらつきが見られました。
- ●また、(一社)宮城県薬剤師会に委託して令和4年度に実施した県内薬局の実態調査によると、40.6%の薬局が日常業務を行うために薬剤師数が不足していると回答しているほか、一元的薬学管理・指導、医療機関等との連携強化、24時間対応、健康サポート機能等の体制整備を行うことを想定した場合には、64.6%の薬局が薬剤師数が不足していると回答しており、薬局における薬剤師数も十分ではないと考えられます。

図表(出典:医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省))

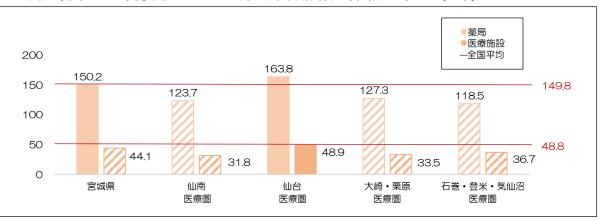
▼全国の薬剤師数及び人口10万人対薬剤師数の推移



▼人口10万人対薬剤師数の推移

		2010 (H22)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2018 (H30)	2020 (R02)
全国		215.9	219.6	226.7	237.4	246.2	255,2
宮城県		207.6	208.0	216.0	229.8	235.5	239.0
医療圏	仙南	142,1	150.3	155.8	161.2	162.9	169.9
	仙台	247.7	244.0	250.9	267.3	271.8	272.9
	大崎・栗原	144.2	148.3	162.5	164.4	170.6	174.6
	石巻・登米・気仙沼	131.2	134.0	138.6	169.1	161.8	167.4

▼二次医療圏別及び従事先別の人口10万人対薬剤師数(令和2(2020)年)



薬剤師偏在指標

- これまで、地域ごとの薬剤師数の比較に用いられてきた人口10万人対薬剤師数は、地域住民の薬剤師業務に係る医療需要や薬剤師の業態の別(病院、薬局)等を反映できないことが課題であったことから、地域及び業態間の薬剤師偏在状況を評価するため、薬剤師の多寡を統一的・客観的に比較・評価するための「ものさし」として、厚生労働省が「薬剤師偏在指標」を設定しました。
- ●薬剤師偏在の度合いを示すことによって、二次医療圏単位で薬剤師少数区域・薬剤師多数区域等が可視化されることになり、**薬剤師少数区域等において集中的な対応策の検討が可能**となります。

病院薬剤師偏在指標 = 調整薬剤師労働時間(病院)÷ 病院薬剤師の推計業務量

薬局薬剤師偏在指標 = 調整薬剤師労働時間(薬局): 薬局薬剤師の推計業務量

※調整薬剤師労働時間=薬剤師の勤務形態(常勤又は非常勤)、性別、年齢階級(20代〜60代、70代以上)によって労働時間が異なることを踏まえた医療需要をもとに推計したもの。

※薬剤師の推計業務量=地域別の性・年齢階級別人口等を踏まえた医療需要をもとに推計したもの。

偏在指標に関する注意事項

●薬剤師偏在指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての薬剤師偏在の状況を表しうる要素を盛り込めているものではないため、指標の活用に当たっては、薬剤師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意する必要があります。

薬剤師少数区域・多数区域等の設定

- ●各都道府県において、病院及び薬局薬剤師の偏在状況に応じた実効的な薬剤師確保対策を進められるよう、各区域の薬剤師偏在指標を用いて、薬剤師少数区域及び薬剤師多数区域を設定し、これらの区域の分類に応じて、具体的な薬剤師確保対策を実施することになります。
- ●薬剤師少数区域及び薬剤師多数区域は二次医療圏単位における分類を指すものですが、都道府県間の薬剤師偏在の是正に向け、これらの区域に加えて、厚生労働省は、薬剤師少数都道府県及び薬剤師多数都道府県を同時に設定することにしています。
- ●目標偏在指標(1.0)より偏在指標が高い二次医療圏及び都道府県を「薬剤師多数区域」及び「薬剤師多数都道府県」、 低い二次医療圏及び都道府県のうち上位2分の1を「薬剤師中間区域」及び「薬剤師中間都道府県」、低い二次医療圏 及び都道府県のうち下位2分の1を「薬剤師少数区域」及び「薬剤師少数都道府県」とします。

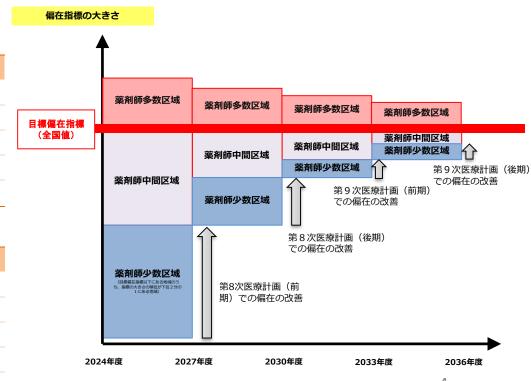
本県の状況と区域設定

<病院>

		薬剤師偏在指標	区域分類
宮城県		0.76	薬剤師少数都道府県
医療圏	仙南	0.56	薬剤師少数区域
	仙台	0.87	薬剤師中間区域
	大崎・栗原	0,51	薬剤師少数区域
	石巻・登米・気仙沼	0.62	薬剤師少数区域

<薬局>

		薬剤師偏在指標	区域分類	
宮城県		1.16	薬剤師多数都道府県	
医療圏	仙南	0.92	薬剤師中間区域	
	仙台	1.32	薬剤師多数区域	
	大崎・栗原	0.93	薬剤師中間区域	
	石巻・登米・気仙沼	0.86	薬剤師中間区域	



薬剤師確保の方針

- ●薬剤師確保の方針は、県全体、二次医療圏ごとに定めます。
- ●本計画は<u>薬剤師の確保、定着及び地域や業態間の偏在解消に向け、薬剤師の多寡の状況について都道府県、二次医療圏等を場合分けし</u>た上で薬剤師確保の方針を定めることになります。各区域に応じた「薬剤師確保の方針」の考え方は次のとおりです。

区域分類	区域分類 薬剤師確保の方針の考え方	
薬剤師多数区域•都道府県	薬剤師少数区域・中間区域への施策を優先するが、薬剤師多数区域・ 都道府県の水準を下回ることのないよう、薬剤師数の維持を行う。	宮城県(薬局) 仙台(薬局)
薬剤師中間区域•都道府県	区域の実情を踏まえ、必要に応じて、薬剤師多数区域・都道府県の 水準までの薬剤師の確保を行う。	仙台(病院) 仙南(薬局) 大崎・栗原(薬局) 石巻・登米・気仙沼(薬局)
薬剤師少数区域•都道府県	優先的に施策を実施し、薬剤師の増加を図る。	宮城県(病院) 仙南(病院) 大崎・栗原(病院) 石巻・登米・気仙沼(病院)

県及び二次医療圏等における薬剤師確保の方針

<全体計画>

県内の地域医療を担う薬剤師の確保、定着及び地域や業態間の偏在解消に向け、薬剤師会、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、 短期的な施策だけでなく、中長期的な施策を組み合わせた取組を総合的に推進します。

〈病院〉

宮城県及び仙台医療圏以外の全ての医療圏が薬剤師少数都道府県及び薬剤師少数区域であり、<u>病院薬剤師の確保が喫緊の課題</u>であること、 さらには、病院薬剤師に求められる役割が高度化・増大している状況を踏まえ、各地域における病院薬剤師の確保、定着及び偏在解消、また 薬剤師本人が安心して勤務できる魅力ある職場への環境整備に向けた取組を重点的に実施していきます。

<薬局>

宮城県及び全ての医療圏が薬剤師少数都道府県及び薬剤師少数区域には該当しないものの、今般薬局に求められる一元的薬学管理・指導や在宅対応、24時間対応等を実現するためには薬剤師が不足していると考えられることから、引き続き薬局薬剤師の確保のための取組を実施していきます。特に、仙台医療圏以外の医療圏においては、慢性的な薬局薬剤師の不足が見られるため、医療圏間での偏在解消に向けた取組を実施していきます。

目標薬剤師数・要確保薬剤師数

目標薬剤師数・要確保薬剤師数の考え方

- ●目標薬剤師数の設定にあたっては、1計画期間の半分の3年ごとに設定することとします。
- ●薬剤師少数区域に属する二次医療圏がこれを脱することを繰り返すこととし、そのために確保されているべき薬剤師数を、目標薬剤師数として設定します。

前期	令和6(2024)年度 ~ 令和8(2026)年度
後期	令和9(2027)年度 ~ 令和11(2029)年度

目標薬剤師数 =

(目標年次における推計業務量(病院)(※1)又は 目標年次における推計業務量(薬局)

(※2))÷(全薬剤師(病院+薬局)の平均的な労働時間(※3))×目標偏在指標

※1、※2:現時点の病院、薬局の偏在指標の推計業務量の算定式において、目標年次における

人口を使用したもの

※3 :病院薬剤師と薬局薬剤師それぞれの労働時間(中央値)の加重平均

要確保薬剤師数 =

目標薬剤師数 - (現在の調整薬剤師労働時間(病院)又は 現在の調整薬剤師労働時間(薬局))

目標薬剤師数・要確保薬剤師数

本県の目標薬剤師数・要確保薬剤師数の設定

- ●本計画では、目標薬剤師数及び要確保薬剤師数を次のとおり定めます。原則3年ごとに、薬剤師の偏在状況の変化を踏まえ計画の見直しを行う機会を設けます。このため、後期(令和11(2029)年度)の数値は現段階での参考値となります。
- ●薬剤師少数区域以外の目標薬剤師数は、計画策定時点の薬剤師数(令和2(2020)年度医師・歯科医師・薬剤師調査 (厚生労働省))と同数とします。
- ●病院、薬局ともに、今般薬剤師に求められる役割は多岐にわたり、その役割を果たすために必要な薬剤師の不足及び地域偏在の状況であることは明らかであることから、目標薬剤師数及び要確保薬剤師数に関わらず、引き続き薬剤師確保及び偏在解消に取り組んでいくこととします。

<前期(令和8(2026)年度)>

① 病院

		現在薬剤師数	目標薬剤師数	要確保薬剤師数	区域分類 (計画策定時点)
医療圏	仙南	53人	68人	18人	薬剤師少数区域
	仙台	689人	689人	0人	薬剤師中間区域
	大崎・栗原	87人	119人	35人	薬剤師少数区域
	石巻・登米・気仙沼	118人	132人	18人	薬剤師少数区域
	合 計	947人	1,008人	71人	_

② 薬局

		現在薬剤師数	目標薬剤師数	要確保薬剤師数	区域分類 (計画策定時点)
医療圏	仙南	206人	206人	0人	薬剤師中間区域
	仙台	2,523人	2,523人	0人	薬剤師多数区域
	大崎・栗原	331 人	331人	0人	薬剤師中間区域
	石巻・登米・気仙沼	397人	397人	0人	薬剤師中間区域
	合 計	3,457人	3,457人	0人	_

<後期(令和11(2029)年度)>

※ 参考値

		病	院	薬局		
		目標薬剤師数	要確保薬剤師数	目標薬剤師数	要確保薬剤師数	
医療圏	仙南	81 人	30人	206人	0人	
	仙台	689人	0人	2,523人	0人	
	大崎・栗原	139人	56人	331人	0人	
	石巻・登米・気仙沼	153人	38人	397人	0人	
	合 計	1,062人	124人	3,457人	0人	

- ※ 現在薬剤師数は、令和2 (2020) 年度医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の数値です。
- ※ 要確保薬剤師数は計算値のため、目標薬剤師数と現在薬剤師数の差と一致しません。

目標薬剤師数・要確保薬剤師数を達成するための施策

(1) 地域医療介護総合確保基金等を活用した病院薬剤師の確保

●病院薬剤師出向・体制整備支援事業(病院のみ対象)

地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、薬剤師が不足している地域の自治体病院へ充足している病院から薬剤師出向を 実施します。併せて、出向薬剤師とその助言役である指導薬剤師により出向先医療機関のニーズを確認し、必要とされる体制整備務支援 を行うことにより、病棟業務、チーム医療や地域連携など薬剤師として様々な経験が積める環境を作り、継続的で安定した雇用に繋げます。

(2)薬剤師の採用に係るウェブサイトを通じた情報提供の支援

●地域医療薬剤師登録紹介事業(病院のみ対象)

未就業薬剤師等の県内における再就業を支援するため、県内自治体医療機関(仙台市を除く)の求人情報を登録するとともに、県が求職者に対し病院・診療所を紹介し勤務に至るまでの斡旋を行う地域医療薬剤師登録紹介事業(無料職業紹介)の充実や周知に努めます。

(3)地域出身薬剤師や地域で修学する薬学生・小中高生へのアプローチ

●薬学生対策事業

薬学生に対し、県内の地域医療の現状や薬剤師の役割について理解を深めるための体験を提供することで、薬剤師が不足する地域における就業選択の動機付けを図り、薬剤師の地域偏在解消を促進します。

●小中高生対策事業

小学生・中学生・高校生に対し、薬学部における教育の実際や薬剤師業務の紹介を行い、薬剤師の仕事内容やその魅力理解を深める体験を提供することで、薬学部への進路選択の動機付けを図り、地元出身の薬剤師数の増加と地元への就業を促進します。

(4) キャリアプランの実現・やりがいを感じられる業務実現のための支援

薬剤師の資質向上のためには、卒後研修やキャリア形成プログラム等の充実が重要であることから、大学・医療機関の連携のもと必要な知識・経験の習得を可能とする体制を構築します。県においては、下記研修事業を実施します。

●人材育成研修事業

主に薬剤師が不足する地域に就業する薬剤師に対し、地方において高度管理医療や地域連携等に関する研修を開催し、都市部と同様に学ぶ機会を提供することで、地方就業の動機付け及び離職防止を図り、薬剤師の地域偏在解消を促進します。

(5)潜在薬剤師の復帰支援

●未就業者対策事業

子育て等により離職した薬剤師や医療機関での実務経験がない有資格者等に対し、復職支援セミナーや薬局・病院内における実務研修を実施し、復職に対する不安の払拭や薬剤師スキルの向上を図り、薬剤師への復職や医療機関への就業を支援します。

(6)業務効率化の支援

地域の病院・薬局で課題となっている業務に関して、先進機関のノウハウを共有し支援を行うことにより業務効率化の支援を実施します。

●病院薬剤師出向・体制整備支援事業(病院のみ対象)(再掲)